

第 1 号

5月16日(木)

令和6年第1回宇城市議会臨時会（第1号）

令和6年5月16日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | |
|-----------------|---------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 行政報告 |
| 日程第4 | 議長辞職の件 |
| 追加議事日程（第1号の追加1） | |
| 日程第1 | 選挙第2号 議長の選挙 |
| 追加議事日程（第1号の追加2） | |
| 日程第2 | 副議長辞職の件 |
| 追加議事日程（第1号の追加3） | |
| 日程第3 | 選挙第3号 副議長の選挙 |
| 日程第5 | 報告第2号 専決処分の報告について（専決第2号） |
| 日程第6 | 報告第3号 専決処分の報告について（専決第3号） |
| 日程第7 | 報告第4号 専決処分の報告について（専決第8号） |
| 日程第8 | 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）（宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定） |
| 日程第9 | 承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）（宇城市税条例の一部を改正する条例の制定） |
| 日程第10 | 承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第6号）（宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定） |
| 日程第11 | 承認第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第7号）（宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定） |
| 日程第12 | 選挙第1号 宇城広域連合議会議員の選挙 |
| 日程第13 | 常任委員の変更 |
| 日程第14 | 議会運営委員の選任 |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(20人)

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勳君
13番 高橋佳大君	15番 溝見友一君
16番 園田幸雄君	17番 福田良二君
18番 河野正明君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 天川竜治君
教育長 平岡和徳君	総務部長 木見田洋一君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 岩竹泰治君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 井住寿宏君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 平木恵一君
教育部長 舩井貴男君	市長政策部次長 田川大輔君
市民部次長 吉崎賢二君	福祉部次長 平松洋介君
保健衛生部次長 田嶋真君	経済部次長 池田真一君
土木部次長 星津章博君	教育部次長 米田年宏君
三角支所長 佐藤幹雄君	不知火支所長 木下秀典君
小川支所長 坂本優子君	豊野支所長 西村光代君
上下水道局長 福田真治君	会計管理者 永田康之君
監査委員事務局長 井上まゆみ君	農業委員会事務局長 園田弥生君
財政課長 田尻勇樹君	

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（溝見友一君） ただいまから、令和6年第1回宇城市議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（溝見友一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、3番、村上真由子君及び4番、河野真理君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（溝見友一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 行政報告

- 議長（溝見友一君） 日程第3、行政報告を行います。
市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
- 市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。
はじめに、本市職員の免職処分の取消しを求めた裁判についての報告です。
昨年11月の福岡高裁の判決を受け、今年1月に最高裁に上告を行っていましたが、5月8日付けで上告を受理しないこととの決定がありました。今回の決定を真摯に受け止め、今後の対応を行ってまいります。
次に、4月1日付けで天川副市長が就任、平岡教育長が再任され、新体制がスタートしました。お二人には重責を担っていただくことになりましたが、それぞれのリーダーシップの下、職員と連携しながら経験・知見を活かし、市の発展に大いに寄与されるものと期待しています。
次に、職員の懲戒処分について報告します。
3月22日付けで、教育部の男性主事1人を戒告処分としました。これは、スポーツ施設関連の設計業務委託料ほか1件について、業務完了後の支払いに関する事務手続を怠り、請負業者への委託料443万3千円の支払遅延を生じさせたもので

す。また、男性主事は、昨年8月にも、スポーツ施設維持管理用の機械器具修繕料1件約18万円及び体育施設改修に伴う業務委託料2件約36万9千円の支払遅延を発生させたことにより、訓告処分を受けていました。

公務員として、高い倫理感と厳正な服務規律に基づき行動すべきところに、市民の信頼を失うことになり、公務の信用を著しく失墜させることになりましたことを深くおわび申し上げます。

次に、能登半島地震への支援状況について報告します。

人的支援については、東日本大震災と同様に、県と市町村職員体制による「チーム熊本」が被災地へ派遣されており、本市でも1月23日の第1陣からこれまで、14人の職員が交代で約1週間にわたる任務に従事しました。また、本日から女性職員の派遣を開始したところです。

現地では、熊本地震での経験を活かし、住宅被害の認定調査や被災証明書の交付などを行っており、今後も被災地のニーズに基づき、早期復興のため継続した支援を行ってまいります。

その他、1月10日から3月29日にかけて本庁及び各支所の計5か所に義援金箱を設置し募集しました義援金は、受付総額102万862円となり、その全額を日本赤十字社に送金しました。

皆様の心温まる御支援と御協力に感謝いたします。

次に、戸馳保育園の閉園について報告します。

戸馳保育園は、市の公共施設の見直し方針に基づき、民営化に向けて令和2年及び3年の2度にわたり公募を行いました。応募がなく、園の在り方について検討を重ねる中で、入所児童が減少の一途をたどり、民営化推進を継続しても応募される法人がない可能性が高いこと、また、築後50年を超え老朽化が進み、耐震基準を満たしていない施設での児童への安心・安全な保育の提供が困難であると判断し、閉園を決定しました。

3月23日に閉園式を執り行い、昭和46年の開園からこれまで774人の児童が卒園した戸馳保育園は、市内最後の公立保育園として52年間の歴史に幕を下ろしました。

次に、三角・小川地区の給食センター統合について報告します。

これまで各学校の調理場で行っていた三角・小川地区小中学校の給食事業を、4月から学校給食センターに一本化し、センターから各学校への給食提供を開始しました。

この給食調理場の統合により、施設設備に係る維持管理経費の削減をはじめ、最新の衛生基準の遵守と効率的な学校給食の提供ができ、より一層の安全・安心なお

いしい学校給食が実現しています。

以上、行政報告といたします。

○議長（溝見友一君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

これから議会の構成を行いますので、ここで執行部の退席を求めます。

（執行部退席）

○議長（溝見友一君） 私は、本日付けで議長を辞職する旨の辞職願を副議長に提出しております。これより、私の一身上に関する件であります。地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退場することにし、これより議事の進行は、副議長にお願いします。

（溝見友一君 退場）

（永木誠君 着席）

-----○-----

日程第4 議長辞職の件

○副議長（永木 誠君） 日程第4、議長辞職の件を議題とします。

お諮りします。溝見友一君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（永木 誠君） 異議なしと認めます。したがって、溝見友一君の議長の辞職を許可することに決定しました。

ここで、溝見友一君の入場を求めます。

（溝見友一君 入場）

○副議長（永木 誠君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（永木 誠君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで、追加日程を配布します。配布はタブレットでの送信により行います。

（追加議事日程配布）

-----○-----

追加日程第1 選挙第2号 議長の選挙

○副議長（永木 誠君） 追加日程第1、議長の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項によって、

指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○副議長（永木 誠君） 異議がありますので、選挙の方法は投票で行うことにします。
ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

-----○-----

○副議長（永木 誠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいまから議長選挙を行います。
議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長（永木 誠君） ただいまの出席議員は、20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に7番、嘉古田茂己君、8番、原田祐作君、10番、山森悦嗣君の3人を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名で、必ず名前まで記入願います。

(投票用紙配布)

○副議長（永木 誠君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（永木 誠君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○副議長（永木 誠君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（植野 修君） それでは、読み上げます。

1番、坂元議員。2番、四海議員。

3番、村上議員。4番、河野真理議員。

5番、吉良議員。6番、田中議員。

7番、嘉古田議員。8番、原田議員。

10番、山森議員。11番、三角議員。

12番、坂下議員。13番、高橋議員。

15番、溝見議員。16番、園田議員。

17番、福田議員。18番、河野正明議員。
20番、豊田議員。21番、中山議員。
22番、石川議員。最後に、永木副議長お願いします。

○副議長（永木 誠君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（永木 誠君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。嘉古田茂己君、原田祐作君、山森悦嗣君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○副議長（永木 誠君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 20票

有効投票 15票

無効投票 5票

有効投票のうち、豊田紀代美君 15票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、豊田紀代美君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開放）

○副議長（永木 誠君） ただいま議長に当選されました豊田紀代美君に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

豊田紀代美君、議長の当選承諾及び挨拶を求めます。

○議長（豊田紀代美君） おはようございます。ただいま議長に御選任をいただきました豊田紀代美でございます。皆様方に、議員各位に心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

新しく知事になられた木村知事は、「県民が主役」ということを掲げられ御就任されました。私、豊田は「市民が主役」、つまり宇城市民の皆様が主役ということをお胸にしっかりと刻んで、この宇城市議会議長としての重責を覚悟を持って全うしたい、そういう決意でおります。そのためには、議員各位の御協力が必要です。どうかひとつ皆様方の温かい御指導そして御協力をよろしくお願い申し上げ、議長主任のお礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（永木 誠君） 議長の選挙が終わり、私の職務は終了しました。皆さんの御協力に対し、心から感謝を申し上げます。

豊田議長、議長席にお着き願います。

(豊田紀代美議長 着席)

○議長(豊田紀代美君) ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長(豊田紀代美君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま副議長の永木誠君から一身上の都合により、副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加をし、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊田紀代美君) 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、追加日程を配布します。配布は、タブレットでの送信により行います。

(追加議事日程配布)

-----○-----

追加日程第2 副議長辞職の件

○議長(豊田紀代美君) 追加日程第2、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、永木誠君の退場を求めます。

(永木誠君 退場)

○議長(豊田紀代美君) お諮りします。永木誠君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊田紀代美君) 異議なしと認めます。したがって、永木誠君の副議長の辞職を許可することに決定をしました。

ここで、永木誠君の入場を求めます。

(永木誠君 入場)

○議長(豊田紀代美君) ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊田紀代美君) 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追

加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで、追加日程を配布します。配布は、タブレットでの送信により行います。

(追加議事日程配布)

-----○-----

追加日程第3 選挙第3号 副議長の選挙

○議長（豊田紀代美君） 追加日程第3、副議長の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に坂下勳君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました坂下勳君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました坂下勳君が副議長に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

坂下勳君、副議長の当選承諾及び挨拶を求めます。

○副議長（坂下 勳君） おはようございます。会派彩里の坂下でございます。ただいま栄誉ある宇城市議会の副議長に御推挙賜り、大変光栄に存じております。心から厚くお礼を申し上げますとともに、責任の重さをひしひしと痛感しているところでございます。

御存じのとおり、本市を取り巻く状況は人口減少に加え、高齢化の急速な進行、円安や物価上昇など経済を取り巻く環境の変化、頻発化・激甚化する災害への対策など、多くの課題を抱えております。市民の安全・安心をまず確保するとともに、活力ある「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」の実現に向け、豊田議長を支え、皆様方のお力添えをいただきながら円滑な議会運営を、そして格式

高い議会の更なる活性化に邁進する所存でございます。先輩議員並びに同僚議員の皆様には、今後ともなお一層の御指導を賜りますよう、心からお願い申し上げます。はなはだ措辞でございますが、副議長就任の挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（豊田紀代美君）　ここで執行部の復席を求めます。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩　午前10時47分

再開　午前10時55分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議長辞職の件で許可されました溝見友一君及び副議長辞職の件で許可されました永木誠君のお二人から、挨拶の申出があります。溝見友一君。

○15番（溝見友一君）　こんにちは。本日付けで議長を退任しました溝見です。本当にこの2年間、5月に就任させていただいて、まず私もびっくりしたのが宇城市議会議長をさせていただいて、続いて宇城広域連合の議長をさせていただいて、さらには上天草・宇城水道企業団の議長をさせていただいて、そして県南7市の議長会の議長をさせていただいて、そして熊本県の議長会の理事と共済議員ということで国の方に行かせてさせていただいて、そして熊本県後期高齢者医療広域連合議会の議員として行かせてさせていただいて、そしてまた宇城市で発足した日台友好促進議員連盟の会長をさせていただいて、本当に様々な職をさせていただき、本当に自分の人生にプラスになる、さらにはこれからの議会活動、宇城市のために何ができるかということをしっかり考えることができる機会となりました。このことができましたのも、議員各位の皆様の御支援と御協力と叱咤激励があったからこそ、今ここに立っていると思っています。さらには、前副議長の永木副議長に関しましては、今まで余り議員活動として親しくというか、議員としての仲間ではあったのですが、この2年間というのは2回目の結婚をした、奥さんができたというぐらいの感覚で、毎日電話をしたり、議論したり、研修に行ったり、いろんなことを支えていただいたことに本当に心から感謝申し上げます。そして、市長はじめ執行部の皆様に関しましても、私のわがままを聞いていただいたり、しっかり伝えていただいたり、本当に執行部と私との対話をここまで大事にいただいた皆様方にも感謝申し上げます。本当にありがとうございます。そして、私がこれから議員活動としてやっていくべきことの1つ、内水対策における野球場を含む総合グラウンドの誘致活動に、これから2年間全力を尽くしてまいりたいと今思っているところです。さらに

は、今日5月16日は、実は私の誕生日ですね、今日からまた新しい溝見が生まれ変わることを自分でも期待しているところです。これからもいろいろ御迷惑をかけるかと思えますけれども、今後とも御指導、御鞭撻をよろしく願いしまして、挨拶の言葉と代えさせていただきます。この2年間、どうもありがとうございました。

○議長（豊田紀代美君） 永木誠君。

○9番（永木 誠君） おはようございます。辞職にあたり、一言御挨拶を申し上げます。副議長として2年間できたのも、皆様方の御指導と御協力をいただいたこそだと思います。この場を借りてお礼を申し上げます。

溝見元議長と2年間一緒にさせていただき、溝見議長はもう行動派で、私も付いていくのに大変もういっぱいいっばいございました。そんな中しっかり支えられたかどうかは分かりませんが、いろいろな経験を一緒にさせていただきました。その中でも、溝見元議長の代理で、熊本県の代表として九州議長会の方に要望発言をさせていただきました。そしてまた、上天草・宇城水道企業団の方にも行かせていただき、いろんな方々とお話をさせていただきました。この経験を今後議会活動にしっかりと活かして頑張っていきたいというふうに思っておりますので、今後とも皆様方の御指導をよろしく願い申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。2年間ありがとうございました。

○議長（豊田紀代美君） お二人の2年間の御労苦に対し、心からねぎらいを申し上げたいと思いますとともに、今後の議会運営に際しましても、お力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

- | | | |
|-------|-------|---------------------------------------------------------|
| 日程第5 | 報告第2号 | 専決処分の報告について（専決第2号） |
| 日程第6 | 報告第3号 | 専決処分の報告について（専決第3号） |
| 日程第7 | 報告第4号 | 専決処分の報告について（専決第8号） |
| 日程第8 | 承認第2号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）（宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定） |
| 日程第9 | 承認第3号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）（宇城市税条例の一部を改正する条例の制定） |
| 日程第10 | 承認第4号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第6号）（宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定） |
| 日程第11 | 承認第5号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第7号）（宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定） |

○議長（豊田紀代美君） 日程第5、報告第2号専決処分の報告について（専決第2号）から日程第11、承認第5号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第7号）までを一括議題といたします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日の臨時議会の開催、大変お世話になります。

今回提出しますのは、専決処分の報告が3件、専決処分の報告及び承認が4件で、合計7件になります。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの議案につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第2号の詳細説明を求めます。

○市民部長（岩竹泰治君） 議案集の5ページから6ページをお願いします。

報告第2号公用車（消防積載車）事故による損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について説明いたします。

令和6年1月20日に、宇城市小川町河江96-6付近道路において、右折しようとして交差点に進入し、対向車が通り過ぎるのを待っていたところ、交差点信号が赤になったため、公用車（消防積載車）を後退させたが、後方に車がいることに気づかず、後方車両前方に衝突し損傷させたことで、市に賠償責任が生じました。損害賠償額は14万2,835円です。

なお、損害賠償金については、全国自治協会自動車事故共済保険から補填されています。

以上で、専決処分の報告の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第2号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第3号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案集は7ページ、8ページ、9ページです。報告第3号専決処分の報告について、市営住宅滞納家賃等の支払及び住宅明渡しを求める訴えの提起前の和解について説明します。

本件は、市営住宅の家賃等を滞納し、分割により支払う旨の納付誓約の申出があっていましたが、それを再三にわたり反故にしたため、裁判所において訴え提起前の和解の申立てを行い、家賃等の支払いを改めて求め、確実な滞納の解消を図るものです。

このことについて、令和6年3月19日付けで専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第3号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第4号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舛井貴男君） 議案集10ページから11ページ、説明資料4ページから5ページです。報告第4号議会の議決を経て締結した工事請負契約の一部変更に係る専決処分報告について説明します。

今回、小川中学校旧校舎等解体工事の変更契約につきましては、令和6年4月26日に契約の相手方と変更契約を締結しています。

工事名、小川中学校旧校舎等解体工事。今回変更増額346万127円、税込。現請負金額2億9,887万円、税込。変更請負金額3億233万127円、税込です。契約の相手方、住所、宇城市小川町江頭65番地。商号又は名称、株式会社園村建設。代表者氏名、代表取締役園村竜一。

主な変更内容は、生徒及び来校者と工事車両の事故を避けることを目的として、交通誘導員を配置することによる増額変更です。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第4号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時06分

再開 午前11時08分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、21番、中山弘幸君。

○21番（中山弘幸君） ちょっとお尋ねします。まず、この件を専決されておりますけれども、本日の臨時議会に議案として出されてもよかったのではないかとというのが1点。二億数千万円の中でやりくりはできないのか。全て専決を認めてしまますと、議会の中での議論が全くできません。この内容の警備員等は事前に分かっていたのではないかと思いますけども、その2点お尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 今の御質問に対しまして答弁させていただきます。

令和5年3月の条例改正におきまして、議会の議決を経て締結した工事または製造の請負契約について、重要な部分の変更でない場合で、契約金額の1割未満かつ2,000万円未満の金額に係る変更契約を締結することにつきましては専決事項となっておりますので、専決とさせていただきます。

もう1点の御質問でございます。当初からということでございますが、工事発注

時におきましては、事前に学校協議を令和5年8月に行っております。資材搬入室に係る大型車両等の出入りは、生徒の登下校の時間を避け、安全確保に努めることとし、交通誘導員の配置までは不要としておりました。ところが、契約締結後に受発注者及び学校の三者協議を行いました結果、受注者意見として、工事進捗を図るために大型車両の出入りが登下校時を避けられないタイミングがあること、学校側の意見としまして、8か月にわたる工事期間中、生徒の登下校時に見守りを行い、学校で生徒の安全確保を完全に行うことは困難であることや、終日において突発的に来校者の往来があるため、工事期間中における交通誘導員配置による工事車両と生徒及び来校者との事故防止のため、安全対策が必要となり、今回の変更となっております。よろしくお願いたします。

○21番（中山弘幸君） 分かりました。

○議長（豊田紀代美君） これで専決処分の報告について、専決第2号から専決第8号までを終わります。

次に、承認第2号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案集は12ページから13ページ、説明資料は6ページになります。承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）（宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定）の専決処分の報告及び承認について、説明資料集を基に説明いたします。

下水道法施行令の一部を改正する政令が公布され、規定しています排水の基準値が令和6年4月1日から強化されるため、宇城市下水道条例の一部を改正する必要が生じ、3月27日付けで専決処分したので、議会へ報告及び承認を求めるものです。

改正内容については、環境基準の改正に伴い、条例第11条第1項第5号中、六価クロム化合物1リットルにつき「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」へ改正、また第11条第1項第43号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」へ改正するものです。

この大腸菌数につきましては、これまで群数、群（むれ）での把握しかできなかったものが、正確な指標である大腸菌数で測定することが技術上可能になったことから今回改正に至ったものです。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 承認第2号の詳細説明が終わりました。

これから承認第2号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論のある方の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第2号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

次に、承認第3号の詳細説明を求めます。

○市民部長（岩竹泰治君） 承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）（宇城市税条例の一部を改正する条例の制定）について説明いたします。議案集は14ページから28ページ、説明資料集は7ページから37ページになります。

本日は、議長のお許しをいただきお手元に配布しております宇城市税条例の一部改正のポイントを参照しながら説明いたします。なお、一つ一つ申し上げますと大変時間がかかりますので、要点のみを抜粋して説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年2月21日に公布、同日施行、さらに3月30日に公布、4月1日に施行されたことにより、宇城市税条例の一部を改正する必要が生じ、3月30日付けで専決処分をしましたので、議会に報告し承認を求めるものです。

それでは、改正内容について、改正のポイントと説明資料、これは新旧対照表になりますけれども、これに沿って説明いたします。

改正ポイントは、本則、附則の改正条例番号順に記載しております。関連する改正はまとめて説明いたします。

まず、ポイント2番の市民税、説明資料は7ページの中段になります。市民税の減免第51条、ポイント4番の固定資産税、説明資料は9ページの上段、固定資産税減免第71条、ポイント5番の固定資産税、説明資料は9ページの中段、特別土地保有税の減免第139条の3、以上3点については、職権による減免を可能とする規定の追加となります。

次に、附則について説明いたします。

ポイント7番の市民税、説明資料の10ページの中段、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例附則第5条の2は、令和6年能登半島地震災害の被災者に係る令和6年度の個人住民税の特例措置を踏まえ改正するものです。

続きまして、ポイント9番の市民税、説明資料12ページ上段、令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除附則第7条の5から、ポイント11番の市民税、説明資料18ページの中段、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例附則第7条の7につきましては、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設に合わせて新設するものです。

ポイント12番の市民税、説明資料24ページの中段、令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除附則第7条の8については、令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設に合わせて新設するものです。なお、この措置の減収額につきましては、全額国費（地方特例交付金）により補填されます。

続きまして、ポイント14番の固定資産税、説明資料25ページの中段、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合附則第10条の2につきましては、再生可能エネルギー発電施設に係る課税標準及び居心地がよく歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定の新設に合わせて新設するものです。

続き増して、ポイント15番の固定資産税、説明資料26ページの下段、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告附則第10条の3につきましては、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも特例を適用できることとする規定の新設に合わせて新設するものです。

ポイント16番の固定資産税、説明資料29ページの上段、土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義附則第11条について、法律改正に合わせて、対象年度を令和6年度分から令和8年度分までに改正するものです。

ポイント17番の固定資産税、説明資料29ページの中段、令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例附則第11条の2につきまして、法律改正に合わ

せて、対象年度を令和7年度又は令和8年度に改正するものです。

ポイント18番の固定資産税、説明資料29ページの下段から30ページの上段にかけて、宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例附則第12条について、法律改正に合わせて、対象年度を令和6年度から令和8年度に改正するものです。

ポイント19番の固定資産税、説明資料32ページの中段、農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例附則第13条について、法律改正に合わせて、対象年度を令和6年度から令和8年度に改正するものです。

ポイント20番の固定資産税、説明資料33ページの上段、特別土地保有税の課税の特例附則第15条について、法律改正に合わせて、対象年度を令和6年度から令和8年度、取得期間を令和9年3月31日に改正するものです。

ポイント21番の市民税、説明資料33ページの下段、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例附則第16条の3第3項から、ポイント28番、説明資料36ページの中段、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の附則第20条の3第5項までは、法律改正に合わせて、個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加を行っております。

そのほか、上位法令の改正に伴う条項のずれの整理を行っております。

以上で、承認第3号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 承認第3号の詳細説明が終わりました。

これから承認第3号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○8番（原田祐作君） 自席から行わせてください。ポイント表でいうと3番のところにあたるのですが、説明資料の8ページですね、中段の下線部分。私立学校法の第152条第5項というふうな新旧の新の方ではなっているのですが、この規定する項目がちょっとどこかよく分からないので。また、このポイント表にありますけれども、施行年月日が令和7年4月1日ということなのですが、この辺はどのような立てつけというか、手続き上のあれになっているのか教えてください。

○市民部長（岩竹泰治君） これにつきましては、私立学校法が改正されておまして、この第64条の第4項、これが専修学校等に関することがうたっております。これが第152条第5項に変更されているということでございます。

適用は、今年度中に条例改正を行っておかなければ、来年度に間に合わないということで、施行期日が令和7年4月1日になっておりますけれども、これについては特に問題はございません。こちらの方では判断しております。

○8番（原田祐作君） 私立学校法の改正は、いつなされているのですか。ちょっと私

が今調べた範囲では、私立学校法第152条というのが出てこないで、どこにそれがあるのかというのだけ確認させてください。

○市民部長（岩竹泰治君） 私立学校法の一部を改正する法律というのが改正されております。これまでは、私の記憶の中では65条ぐらいまでしかなかったのが、これが160条と追加されております。

○8番（原田祐作君） ちょっと確認をします。ありがとうございます。

○議長（豊田紀代美君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論のある方の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第3号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

次に、承認第4号の詳細説明を求めます。

○市民部長（岩竹泰治君） 議案集の29ページから30ページ、説明資料集は38ページをお願いいたします。承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第6号）（宇城市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定）について説明します。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が3月30日に公布され、4月1日に施行されることにより、宇城市税特別措置条例の

一部を改正する必要が生じ、3月30日付けで専決処分をしましたので、議会に報告し承認を求めるものです。

改正内容としましては、省令の適用期限が3年延長されたことに伴う改正でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 承認第4号の詳細説明が終わりました。

これから承認第4号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第4号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論のある方の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第6号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第4号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

次に、承認第5号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案集31ページ、説明資料集39ページです。承認第5号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第7号）（宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）について詳細説明します。

地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されることにより、宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、3月30日付けで専決処分を行いましたので、議会に報告し承認を求めるものです。

改正内容は、国民健康保険税の課税限度額を見直すもので、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円に引き上げるものです。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準についての改正も合わせて行います。内容は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を29万5千円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を54万5千円に引き上げる改正となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 承認第5号の詳細説明が終わりました。

これから承認第5号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第5号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論のある方の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第7号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第5号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

ここで執行部は退席を許します。

（執行部退席）

-----○-----

日程第12 選挙第1号 宇城広域連合議会議員の選挙

○議長（豊田紀代美君） 日程第12、選挙第1号宇城広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

宇城広域連合議会議員に、吉良邦夫君、山森悦嗣君、石川洋一君、坂下勳君及び私、豊田紀代美の5人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました5人を宇城広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5人が宇城広域連合議会議員に当選されました。当選されました5人に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

代表いたしまして石川洋一君、宇城広域連合議会議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

○22番（石川洋一君） 皆さんこんにちは。ただいま宇城広域連合議会議員として選任をいただきました。本当にありがとうございます。5人でこれから新たなスタートをするわけですが、広域連合ができた頃、私もそこに在籍をしておりましてけれども、なかなかこの広域というのは難しい問題がたくさんあります。特に広域の衛生とか、広域のクリーンセンターであったり、いろんな火葬場問題、一つ一つが一部事務組合として存在していたのを行財政改革ということで広域の連合ということができ上がりました。1つの法人格を持つ大きな組織になってきました。そういう中で、我々5人が活動できるということは大変嬉しく思っております。3年ぶりに復帰しますけれども、少しその間にいろんな動きがありましたけれども、そういった問題も勉強しながら、5人一緒になって地域の公益のために頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

-----○-----

日程第 1 3 常任委員の変更

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1 3、常任委員の変更を行います。

常任委員の変更につきましては、委員会条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、本日、常任委員会の所属を変更しました。皆様に、ただいまタブレットにて送信しました名簿のとおりであります。

常任委員会の構成ができましたので委員会室におきまして、それぞれ委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

委員長、副委員長が決まりましたら、委員長は互選の結果を議長まで御報告をお願い申し上げます。

事務局から部屋割りを申し上げます。

○議会事務局長（植野 修君） 各委員会選挙の部屋割りを申し上げます。

総務文教常任委員会は全員協議会室、建設経済常任委員会は第 2 委員会室、民生常任委員会は第 3 委員会室でお願いいたします。

○議長（豊田紀代美君） ここで、しばらく休憩します

-----○-----

休憩 午前 1 1 時 4 1 分

再開 午前 1 1 時 5 9 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、常任委員会委員長及び副委員長の選挙結果を申し上げます。

総務文教常任委員会委員長に坂元大介君、副委員長に河野真理君。

建設経済常任委員会委員長に嘉古田茂己君、副委員長に河野正明君。

民生常任委員会委員長に山森悦嗣君、副委員長に田中美君君。

以上のとおり互選されました。

-----○-----

日程第 1 4 議会運営委員の選任

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1 4、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 1 4 条の規定に基づき、四海公貴君、吉良邦夫君、坂下勳君、園田幸雄君、福田良二君、高橋佳大君、石川洋一君が辞任し、委員会条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、新たに次の 7 人を指名します。

四海公貴君、永木誠君、三角隆史君、高橋佳大君、園田幸雄君、福田良二君、石川洋一君、以上であります。

ただいま議会運営委員会の構成ができましたので、大委員会室におきまして、委

員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。
委員長、副委員長が決まりましたら、委員長は互選の結果を議長まで御報告をお願いします。

ここで、しばらく休憩します

-----○-----

休憩 午後0時01分

再開 午後0時13分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議会運営委員会委員長、副委員長の選挙結果を申し上げます。

議会運営委員会委員長に高橋佳大君、副委員長に四海公貴君。

以上、お二人が議会運営委員会委員長及び副委員長に互選されました。

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和6年第1回宇城市議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後0時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

議員名 件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	16	17	18	20	21	22	審議 結果	賛 成	反 対
	坂元 大介	四海 公貴	村上 真由子	河野 真理	吉良 邦夫	田中 美君	嘉古田 茂己	原田 祐作	永木 誠	山森 悦嗣	三角 隆史	坂下 勳	高橋 佳大	溝見 友一	園田 幸雄	福田 良二	河野 正明	豊田 紀代美	中山 弘幸	石川 洋一			
承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	承認	19	0
承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第5号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	承認	19	0
承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第6号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	承認	19	0
承認第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第7号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		棄	○	承認	18	0

※議長のため表決には加わりません